



Doshisha University Academic Repository

同志社大学学術リポジトリ

「不法」と「生存」のあい

著者	本岡 拓哉
雑誌名	人文研ブックレット
号	70
ページ	27-48
発行年	2021-03-31
権利	同志社大学人文科学研究所
URL	http://id.nii.ac.jp/1707/00028010/

第2回 「不法」と「生存」のあい

はじめに

同志社大学人文科学研究所連続講座2020の第2回目を始めます。今回は、戦後バラック街における生活がどのようなものであったかを確認し、そのあり方を再考するための方法について確認しました。私が専門とする人文地理学、都市研究、都市論を踏まえた上で「空間」を問うこと、ドリーン・マッシーというフェミニスト地理学者の理論を踏まえて3つの考え方を提示しました。空間を多様性の存在として認識すること、空間を関係性の産物として捉えること、空間を構成の過程として理解することの3つです。これは、一般的に流布している見方や考え方を当たり前のようには考えるのではなく、多様であり、関係であり、過程であるとして、空間を把握していくということです。こうした視座からバラック街という空間を問うことを示させていただきました。

そのうえで、バラック街のさまざまな状況として、住環境やどのような人々が住んでいたか、いかなる関係性があったかを確認しました。また、バラック街という空間がどのように生まれ、拡大してきたかについて、戦後すぐにできるものもあれば、1950年以降、都市に人口が流入してくる中で生成するバラック街の存在や、集落規模が拡大する過程を説明いたしました。そして、バラック街という空間が多様な人々やいろんな状況があったこととともに、バラック街という空間自体が、ある領域に囲まれた閉じ

られたのではなく、外との関係性があることを示したうえで、多孔的であったことも、皆さんと認識を共有させていただきました。

ここで前回のアンケートもご紹介させていただきます。受講生の方から「もう少しバラック街の写真を見せて欲しい」とのご意見がありました。前回紹介した拙著『「不法」なる空間に生きる』には、広島の大田川放水路沿いにあったバラック街の写真をいくつか転載していますので、それを少し紹介いたします。とりわけ、在日朝鮮人の集住地区の様子が中国新聞の記事に掲載されていたものをお見せすると、材木置き場や道がぬかるんでいる様子など雑然とするバラック街の風景を確認できます。キャプションには「異臭が漂い、気味が悪い、滅多に通行人はいない」とありますが人が結構いる様子も明らかになっています。汚物は川へ、衛生的に環境が悪い条件もあり、共同炊事場としてコミュニティの拠点となる場もあったことも写真から読み取れます。拙著以外でバラック街の写真といたしますと、ウトロを守る会が編集した『ウトロ—置き去りにされた街』（かもがわ出版、1997年）にもバラック街の様子が様々な角度から撮影されております。この本は、大学図書館にも所蔵されていますので、よろしければぜひ御覧ください。

前回の講座に対するご質問もいくつかいただきました。「バラック街での電気、水道のインフラはどのようなものだったか」というお問い合わせと、「家賃は誰に支払っていたのか」というご質問です。前回の講座では、バラック街で借家、借地、持ち家の人もいて売買関係や賃貸関係があったことをお知らせしましたが、

それについての質問ですね。

一つ目のご質問にお答えすると、水道、上水下水に関して不備があったことは、前回紹介した東京の調査でも示されていたかと思えます。排水の設備がない地区が4割くらい、水道については、多くが共同の水道、井戸でした。とはいえ、いろんな方法で井戸を掘ったり、水を引っ張ってきたり、排水は川に流すとか、なんとかして生きていたということです。電気は正式には敷かれてなくて、いろんな方法で使っていたようです。無茶をして引っ張ってきたがために漏電して火事が出てしまうということもあったようです。行政や公的なものがサポートしていたかということ、そうではなかったかと思えます。ただし、郵便は番地だけで届いたという話もあります。0番地でも郵便が届いたということでした。

二つ目の家賃についてです。地区内の社会関係とも密接にかかわりますが、バタヤ街においては親と子の関係がありました。親が住宅や生活の面倒をみることで、働かせていたということもあったかと思えます。また、前回紹介した『日本残酷物語 現代編1』に含まれている神戸長田の通称「大橋朝鮮人部落」と呼ばれていた地区のルポルタージュには、このような記載を紹介しました。「ちかごろは帰国協定によって祖国へ帰る人が多く、「この家ゆずります」という貼り紙があちこちで目につく。それはたいてい、いまさらだれが買うものかと首をかしげるバラックだが、いつか新しい住人がはいつている。朝鮮の人々がそこを脱出するには帰国するしかなかった最低生活に、さらに流入する人がいるのである」。この文章には後続があり、「この人が神戸にきたのは

四年前のことである。(略)バラックの持ち主もやはり徳之島の
人である。新開地で飲み屋をしている若い女で、このあたりのバ
ラック五軒を三十万円で朝鮮人から買ったのだそうだ」とありま
す。本地区は朝鮮人部落と呼ばれていたのですが、実は半分近く
が奄美出身で、沖縄出身の人、日本本土の人も含まれていた背景
があります。新開地で飲み屋をしている人が朝鮮人から買って、
それを賃貸していたのとのこと。さらに、「六畳一間のバラッ
クの家賃が二千元だから、もうだいぶもうけたわけだ。この一角
にかぎらず、「朝鮮部落」と呼びならわされているこのスラム地
帯には、予想外に大勢の奄美出身者が住んでいる」と書かれてい
ます。バラック街は「不法占拠」であっても、そこには賃貸関係
や売買関係があることがここからわかります。また、この地区に
お住みだった方からは、「不動産の斡旋業をやっている人もいた」
という話も聞きました。家賃をめぐるでも、バラック街が多様な
存在があったことがわかります。

1. 撤去対象となるバラック街

さて、本日の内容に入っていきたいと思います。前回の講座で
は、バラック街が生存の空間、生活の場であったことを確認しま
したが、その後バラック街は「不法占拠」として位置づけられ、
撤去や立ち退きが行われることにより、消滅していく過程があり
ます。本日は、こうした消滅過程を見ていくわけですが、多様な
関係を有する、多孔的な生存の空間としてのバラック街が、なぜ、

どのように消滅したのかを考えたいと思います。特にバラック街の消滅に際して、行政によってどのように家屋の撤去が行われ、居住者の立ち退きが取行されたのか、その論理や当時の社会状況について見てみたいと思います。

日本国憲法第 25 条に生存権があり、行政や公務員も憲法を遵守する必要があるわけですが、その中であって、なぜバラック街に住む人たちの生存権が守られてこなかったのか、立ち退きが行われたのか、土地を奪われたのかが気になります。まずは表 2-1 をご覧ください。住田昌二先生は住居学、都市計画の大家とされる方ですが、住田先生が京都大学に提出された博士論文『不良

表 2-1 戦後日本都市の不良住宅地区の型とその改善方法

不良地区の型	地区の内容	主な改善（消滅）方法
仮小屋集団地区	不法占拠のバラック 集団地区	撤去
バタヤ地区	バラック住宅と仕切 場の混在地区	撤去
トヤ地区	単身日雇者の多い仮 住い地区	日雇労働者対策／自主改 善／撤去
一般老朽住宅地区	非戦災長屋地区の集 団的老朽化	自主改善／住宅地区改良 事業
応急仮設住宅地区	非戦災地の公営仮設 住宅の集団的老朽化	払下げ／公営住宅建て替 え
転用住宅地区	兵舎等の転用居住物 の老朽化	住宅地区改良事業／転用

参照：住田昌二『不良住宅地区改良の研究』京都大学大学院工学研究科博士論文、1960年。

住宅地区改良の研究』からの引用です。この表は、戦後日本の不良住宅地区がどのように改善されたかを示すものですが、まず上の二つが本講座の対象となりますが、後でご説明します。ドヤ地区とは、日雇い労働者のための簡易住宅街で、大阪の西成の釜ヶ崎地区や東京の山谷地区が有名かと思います。釜ヶ崎のあいりん対策のように、日雇労働者対策がなされる場合のほか、簡易宿舎のオーナーたちが自分たちで改善するケース、さらに場合によっては撤去された地区もあったようです。その他、一般老朽住宅地区は非震災型の長屋地区も含めて、集団的に老朽化する地区を示します。この中には被差別部落や同和地区と位置づけられる地区もあるかと思います。こうした地区は自主改善された地区や住宅地区改良事業がなされた地区が含まれます。

ここでの住宅地区改良事業について説明しますと、1960年に住宅地区改良事業法が制定され、これに基づいて行われた、改良地区の整備及び改良住宅の建設に関する事業並びにそれに付帯する事業のことを示すわけです。全国市街地再開発地域のホームページに解説がありますが、不良住宅が密集している地域に改良地区指定がなされた後はどうなるかということ、不良住宅を取り除いて団地やマンションを建てるということです。いわゆるスクラップ・アンド・ビルドがなされます。住宅地区改良事業は戦前の不良住宅地区改良法（1927）に基づく事業をベースとしていますが、戦後の同和事業においても、この手法がとられていきます。住宅地区改良事業は50戸以上の世帯が密集する地区を対象地区として設定しますが、小地区については小規模住宅地区改良事業とい

う事業もあります。これらの事業があるにもかかわらず、バラック街の多くは対象外となり、ほとんどが撤去され、消滅してしまうことになるわけです。

さて、以下ではバラック街の消滅過程を見ていくわけですが、今回は主に神戸市の事例を見ていきます。なぜ神戸を扱うかといえば、二つ理由があります。一つは神戸においてバラック街、不法占拠地区が日本の都市の中で人口比で見ると最大規模であったということです。二点目は、バラック街に対する行政の対応がシビアだったからです。

戦後の神戸市が「開発主義国家対策のミニクローン」と呼ばれる自治体であり、「不法占拠の解決といえば当時、神戸市は国内でナンバー1の誇りを常にもち、建設省でも幾多の過去の実績から高く評価されていた」という一説が、『都市経営の奇跡 神戸に描いた夢』（神戸都市問題研究所、1991年）の本にも書かれているように、バラック街、不法占拠地区に対する神戸市の対応は評価されていたようです。なお、戦後の神戸市は二人の市長が長期に務めていました。一人は原口忠次郎氏、戦前は内務官僚として各地の土木事業を担当し、後藤新平とも関わりがあったと思いますが、工学博士で土木的な素養をもった人物です。もう一人は助役として長年、原口市長を支えた宮崎辰雄氏です。彼は立命館大学の出身で土木や開発より、経営的な側面の素養があり、行政が投資や経営を手動するやり方を実現していった人物でもありました。彼らが市長を務めた時期の神戸の開発において、有名なのは「山、海へ行く」ですね。山を削った土を海で埋め立てる。そ

れによって市街地を広げ、ポートアイランドや郊外開発を実現するなど先進的な取り組みをやっていきました。このような開発体制の中で、バラック街も積極的に神戸の街から取り除かれていったわけです。

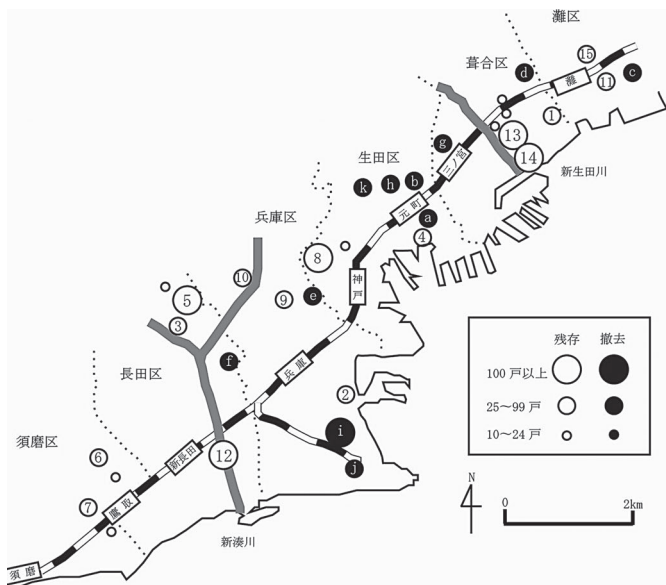
それではいつから撤去が始まったのでしょうか。1950年の鯉川筋（神戸市中央区）の撤去が最初とされています。『神戸市史行政編』（1963年）によれば、「終戦後の治安の混乱に乗じて中国人ら（台湾出身者が多かったといわれています）によってまたたく間にバラックが建てられ、地元民もこれにならって住宅営団より資材を得て25戸を建築した。たちまち商店街となり、自動車の通行もできなくなるほどの狭い道となった。不法占拠面積約700坪62棟、居住者数約300人」が住む地域が鯉川筋にできたとのこと。ここが撤去されました。そして、『神戸戦災復興誌』（1961年）には、「昭和26年2月1日から2日にわたり、旧耕地整地法第27条の規定によって強制除去（立退）をしたものであるが、不法占有面積700坪62棟、約300戸のうち、最終的に強制執行に及んだものは4戸であり、その他はほとんど執行当日、自発的に除去した」と書かれています。さらに、神戸新聞の記事には「鯉川筋商店街の立退き強制執行は、1日午前8時半から神戸市建設局移転補償課長を隊長に建設局水道局員60名、人夫50名、大阪ガス配管技術員10数名、看護婦数名からなる作業隊によって」と、かなり大規模に行われた様子が浮かび上がります。その後、翌年、翌翌年と神戸市のバラック街の撤去が進行していくことになります。

前回の講座では、バラック街の形成は1950年以降に増加するとお伝えしました。それに対して、今ご説明したように、バラック街が1950年から撤去される話が矛盾するのではないかと思います。これらの過程が1950年代にどちらも存在していたわけです。増えてもいるし、また撤去もあり、減少していたのです。

ここで図2-1を御覧ください。この図は神戸の中心部を切り取った図で、1958年時点で撤去されているバラック街が黒、1958年時点で残存するバラック街が白で表現しています。中心部はかなり撤去される一方で、周辺部で残っていることがわかるかと思えます。すなわち、都市計画、都市開発が進む中心地区は立ち退きが早く進む、そうでない周辺部は残っていくということ、すなわち空間的な周縁化が進んでいきます。1959年7月14日の神戸新聞の記事では、不法占拠の総数は7,018戸、その多くは路上に建てられている独立家屋1,810戸、道路上に突き出ている家屋3,160戸で、長田区や葺合、生田区（ともに現在の中央区）に密集し、特に新湊川や新生田川といった河川沿いのバラックが残っていることが読み取れます。

2. 社会問題となるバラック街

1950年以降、行政による撤去が進み、同時にバラック街は社会問題化していくこととなります。表2-2は、1950年代におけるバラック街の社会問題に関する『神戸新聞』記事の見出し一覧で



1950年代前半に撤去された「不法占拠」地区					1958年に市内に残存する主な「不法占拠」地区					
no	区	住所	戸数	撤去年	no	区	住所	占拠地	坪数	世帯数
a	生田	鯉川筋商店街	62	1950	1	葺合	脇浜町	疎開跡地	161	26
b	生田	下山手通	47	1951	2	兵庫	出在家町	中央市場	1,051	64
c	灘	船寺通	38		3	長田	長田町	道路	15	30
d	生田	大日通、宮本通	78		4	生田	海岸通	予備地	118	25
e	兵庫	西橋通	31		5	長田	大丸町	区画整理	3,085	170
f	長田	二番町	70		6	須磨	前池町	事業用地	293	30
g	生田	三宮駅北側広場	45	1952	7	須磨	下中島町	公園	400	30
h	生田	下山手通	25		8	生田	大倉山公園	公園	375	108
i	兵庫	御崎本町	143		9	兵庫	湊川公園	公園	1,049	80
j	兵庫	御崎公園	85		10	兵庫	湊川町	公園	236	91
k	生田	中山手通	85		1953	11	灘	船寺町	公園	209
参照：神戸市都市計画局『戦後復興都市改造から環境改善まで（戦後の区画整理の歩み）』、1975年。					12	長田	新湊川沿	道路敷地	4,115	776
					13	葺合	南本町	改良住宅	4,071	248
					14	葺合	真砂通	市住用地	417	142
					15	灘	灘北通	住宅用地	134.55	—
					参照：神戸市会『市会旬報』1960年度					

図 2 - 1：1958 年時の神戸における「不法占拠」バラック街とそれ以前に撤去された地区の分析

表 2-2 1950年代におけるバラック街の社会問題に関する
『神戸新聞』記事の見出し

記事 番号	年月日	記事見出し	分類
1	1951.7.26	「美観」と「生存」の対立 表玄関神戸 駅前バラック	景観
2	1952.8.27	バラック街に集団赤痢 衛生局必死の防 疫陣布く	衛生
3	1952.8.28	非衛生的驚くばかり 赤痢発生のバラッ ク街	衛生
4	1953.12.23	ロマンスの香いまいずこ 「真珠会館」 の前にバラック	景観
5	1954.3.18	どうする？このバラック "お見せし ろ"sすな" 陛下お迎え前に消毒騒ぎ	景観
6	1955.5.20	建つわ建つわ不法バラック 悲壮な決意 の住人" 追われたら一家心中"	反社会
7	1957.2.14	火魔呼ぶバラック街 自衛組織も少なく 低すぎる防火知識	防災
8	1957.4.27	住みよい街に 不法占拠のバラック 深 刻な住宅問題からみ難しい立退き	反社会
9	1958.9.9	市有地に居座るバラック 市内に五千戸 以上も 臭いブタ飼育に非難の声	衛生

す。「美観」と「生存」の対立、「バラック街に集団赤痢」、「非衛生驚くばかり」、「どうする？ このバラック」、「建つわ、建つわ、不法バラック」、「火魔呼ぶバラック街」とあるように社会問題の対象として存在するようになります。

当時、景観、防災、衛生、反社会性という、大きく4つの観点からバラック街は問題視されていきます。新聞で問題として採り

上げられるというのは、その当時において一般社会で問題になっていたものが新聞に反映されていると理解できますし、新聞が問題を採り上げることで、その問題がより深刻になっていく、固定化されていく側面もあろうかと思えます。

まず景観の問題です。1951年7月26日付の記事に「日本の表玄関神戸のミナト風景はたくましい講和への躍動を奏でているが、港に比べてさびしいのが神戸の陸の玄関神戸駅前。そこで駅前を何とか美しく広くお化粧をしなければ…。まず駅前広場の体裁を整えるためにいまのごたごたした店舗街を徐々でも清潔にスマートにすることが先決、ところが神戸駅西側ガード山側に終戦直後バタバタ出来たバラック店の群は美観を損うのみならず非衛生的なという声が付近の人から出ている」とあります。特徴的な記事として1954年3月18日付、夕刊神戸新聞の記事「どうする？ このバラック。“お見せしろ” “すな” 両陛下お迎え前に消毒騒ぎ」では、「天皇、皇后両陛下の御来県を前に、関係当局では道路の整備や植木の手入れ、部屋の塗替えなど、沿道の“美”の制作におおわらわだが、一カ所だけどうにも隠しきれない盲点が残し、関係者を嘆かせている」と書かれています。日本真珠会館（中央区東町筋）は今もありますが、同館のそばにある不潔なバラックの密集をどうすべきかと役所内では大騒ぎすることになります。「強制的に立ち退かせろ」という声もあったようですが、結果的には市職員が掃除をして、見せない対応をしたとのことです。

次は防災についてです。「火魔呼ぶバラック街」という見出し

の1957年4月5日の記事では、「ベニヤ板一枚の仕切りで雑居、屋根はトタン葺きといういかにも燃えやすく、空気が極度に乾燥する3、4月はいったん火が出ると火のまわりが早いので、消防車が到着するころにはすでに手がつけられない大火になっている」と書かれています。バラック街がよく燃えるので非常に危ないという新聞報道です。実際、バラック街はよく燃えました。バラックが密集して燃えやすいことで被害が大きくなる。新聞記事のなかには、火災は居住者自身が自分たちで火をつけたのではないかという説が報じられることがありました。それは火災保険金目当てに燃やしたとか、ある種、反社会的な側面もあわせてバラック街の問題として報じられたのです。

三つ目は、非衛生という問題視です。1950年代はじめに赤痢が流行りましたが、赤痢発生の根源としてバラック街が問題になっていきました。不衛生な環境が赤痢を起こしてしまう論調もある一方で、バラック街に住む人たちの衛生思想が問題視されることもありました。1952年8月28日の記事には、「昨年末の相つぐ赤痢禍で幾分改善されたとはいえ、何しろその日かせぎ労務者が多いため「よくこれで惨事を引き起さないものだ」と係員をビックリさせているほどまだまだ低調のそしりはまぬがれないようだ。一つの水道センで煮炊きから洗たくまでしており(略)さらに生活の関係からか早期治療をしないうえ、たいていの場合が売薬で辛抱しており、ドタン場になって医師にかかっても入院費がないため届出を怠ることもあるようだ」とあります。そこに住んでいる人たちの問題もメディアで報じられるわけです。

こうしたまなざしは、まさに居住者の反社会的な問題にもつながっていきます。ここでは差別的な表現を、そのまま記載していますが、1957年2月16日の記事では、「ほとんどの飼主が三国人（ママ）で、職場を追われた貧しい人たちの生業の一つともなっている。またブタは酒カスを食べさせると太るということから、県下では養トンと密造酒づくりの両またをかけた経営方式をとっているケースが多く、将来、こうした面での犯罪の温床にもなり易いともいわれている」という報じ方もなされるわけです。

社会問題として4つの観点、景観上、みすぼらしいということ、防災上、危ないということ、衛生上、汚いということ、反社会的な問題として、怖いといったように、当該地区が「恐怖の存在」であることがメディアを通じて一般社会に報じられるわけです。バラック街に対する表現のあり方として「恐怖」が一般社会に流布していくことが、この過程において存在したわけです。

3. 「不法占拠」問題への対処

バラック街への社会問題のまなざしのうち、とりわけ反社会的な側面については、土地の「不法占拠」という条件が1950年代終わりから積極的に採り上げられていきます。これは神戸だけの話ではなく、全国的にも「不法占拠」の問題としてバラック街が語られることになっていきます。1950年代後半には、「暴力団の介入」という表現も記事の中で出てきます。

こうした問題が社会問題視だけに止まらず、ある種、行政の立

ち退きや撤去を正当化する条件にもなっていきます。そのきっかけとして、大阪において通称「梅田村事件」と呼ばれる事件が1952年12月29日に起こります。大阪駅の玄関口、梅田において一夜のうちに建てられた不法バラック建築物14戸を土地の権利者である業者が人夫40数名を動員して1時間で破壊したという事件です。地権者が居住者に断ることなくバラックを取り壊してしまっただけでなく、それにより壊した方が器物損壊罪で逮捕されます。裁判が長引きますが、1956年、地権者側が「器物損壊罪で懲役4カ月、執行猶予1年」と裁定されます。それが大きな問題になります。「そもそも不法占拠している方が悪いのではないか。バラックを建てた方が悪いのではないか」という論調が盛り上がるわけです。結果的に第二審では、地権者側の正当防衛が認められます。その間、「不法占拠の問題を刑法で取り扱おう」という気運が高まっています。1955年の梅田村裁判の前ですが、朝日新聞大阪版の記事を紹介しますと、「土地争いに新波紋。不法占拠を窃盗罪で処罰」との見出しで報じられています。こうした動きがさらに土地所有者たちの間でも積極的に起こっていきます。

そして、「不法占拠問題を刑法として採り上げてほしい」との要望が様々な組織から高まっています。1954年8月、大阪土地協会の陳情書を提出して以降、地方自治体や近畿市長会、全国市長会、大阪商工会議所など、行政や経営者団体においても「公有地も含めて不法占拠しているものを取り除いてほしい」との要望が膨らんでいきます。ロビー活動を展開する中、政治家も巻き込み、結果的に1959年6月14日、「六大都市不法占拠対策

協議会」が設立します。代表は大阪市長で、国に以下のような立法措置の要望書を出すことになります。

「戦後発生した不動産の不法占拠は、六大都市の公有地約二十四万六千坪であり、都市計画等各種事業遂行上の最大のガンとなると共に、大きな社会悪の培養素となっている。しかもこれら不法占拠に対する手段は行政上の強制執行の認められる場合は極めて一部分で、殆どが長年月を要する民事訴訟によるため、侵略行為を目前に拱手傍観せざるをえない。(略) 罪刑法定主義による国民権利の保護の趣旨を考慮し、速やかに法律の明文による不法占拠に対する刑事罰と公有物件に対する強制執行の法制化を要望する」。

これに歩を一にする形で法学者たちのなかでも、土地の不法占拠を窃盗罪で扱うための議論が巻き起こります。有名な法律雑誌でも「土地の不法占拠を窃盗罪で」や「土地占有の不法侵奪と仮処分」、「不動産窃盗罪について」といった内容の論文が掲載され、法学会の中でも議論されていくことになります。代表的な人物として前田信二郎という近畿大学の法学者が『不動産窃盗の実証的研究 土地不法占拠の構造をめぐって』(有斐閣)を1960年に発刊します。そこで、土地の不法占拠を窃盗罪であるという論拠がつけられていくわけですが、一文を紹介すると、「土地の不法占拠は決して都市や農村のプロレタリアートだけによって起こされるのではない。即ち私的所有と階級的利益の侵害による土地不法

占拠は、一面、ホワイトカラー的犯罪の性格を具有していることは見逃せない。いずれにしても不法占拠を窃盗罪として扱う根拠は、ここにある」と示されます。

これらの動きが重なる形で、国会で立法化されることになるわけです。結果的に法制化されたのが、不動産侵奪罪という法律です。刑法 235 条「窃盗罪」の第 2 号として、「他人の不動産を侵奪した者は 10 年以下の懲役に処す」と、1960 年 5 月 16 日、内閣総理大臣岸信介のもとで法制化されます。それによって土地の不法占拠が刑事罰で対処されることになる。この法制化は折しも、1960 年、安保闘争で国会前を群衆が占拠する中で行われます。岸は国会前の群衆に恐れたと言われ、同様に岸の孫も恐れたわけですが、安保闘争のデモに対応するために、これをつくったのではないかという議論も国会内でありました。結果的にそれが用いられることはありませんでしたが、ある種の空間を占拠することを取り締まる法律が 1960 年、岸内閣でできたことはいろいろと考えさせられます。

ここで、これまでの内容をまとめたいと思います。およそ 1950 年にバラック街の撤去が行われた。これは行政上の都市計画上の障害物としてバラック街が邪魔になるわけです。そして、都市計画の障害物となる場所から周縁の場所へ移っていく過程とともに作動したのが、社会問題化のプロセスです。それとともに「土地の不法占拠を窃盗罪で扱うべきだ」という論調がとりわけ産官学、産業界や学术界、さらには法学的に膨らんでいき、不動産侵奪罪の法制化につながっていくわけです。これらが連動する形で、生

存および生活の場としてのバラック街が、1950年代、60年代に「不法占拠」地区が、問題地域として位置づけられていったわけです。

4. バラック街の撤去と消滅

1960年以降、バラック街に暮らす人々の数が減少していくこととなります。高度経済成長期に入ることによって日本の経済状況がよくなることから、そこから抜け出す人たちもいたでしょうし、特に在日朝鮮人の場合、貧困に堪えられず、北朝鮮に帰国する人たちもいたかと思います。そのほか、都市の住宅が整備されてくるとともに、自発的にバラック街から抜け出す居住者の方々も出てくることとなります。

一方で、1960年以降、行政は積極的にバラック街の撤去を実施していくこととなります。神戸市の事例を紹介しますと、1960年から65年の期間内に、代執行106件がおこなわれ、1,545戸、939の世帯が除去されたと報告されています。不動産侵奪罪は遡及できないので、すでに不法占拠しているものに対しては適応できないのですが、新しく不法占拠したものに侵奪罪は法律上、対処できる。また、この法律が法制化されたことで、「土地の占拠が刑法の窃盗罪である」ことが社会に流布していき、行政の立ち退きの根拠にもなったかと思います。

事例として神戸長田にあった最大規模のバラック街、新湊川沿いの通称「大橋の朝鮮人部落」の状況をご紹介します。図2-2

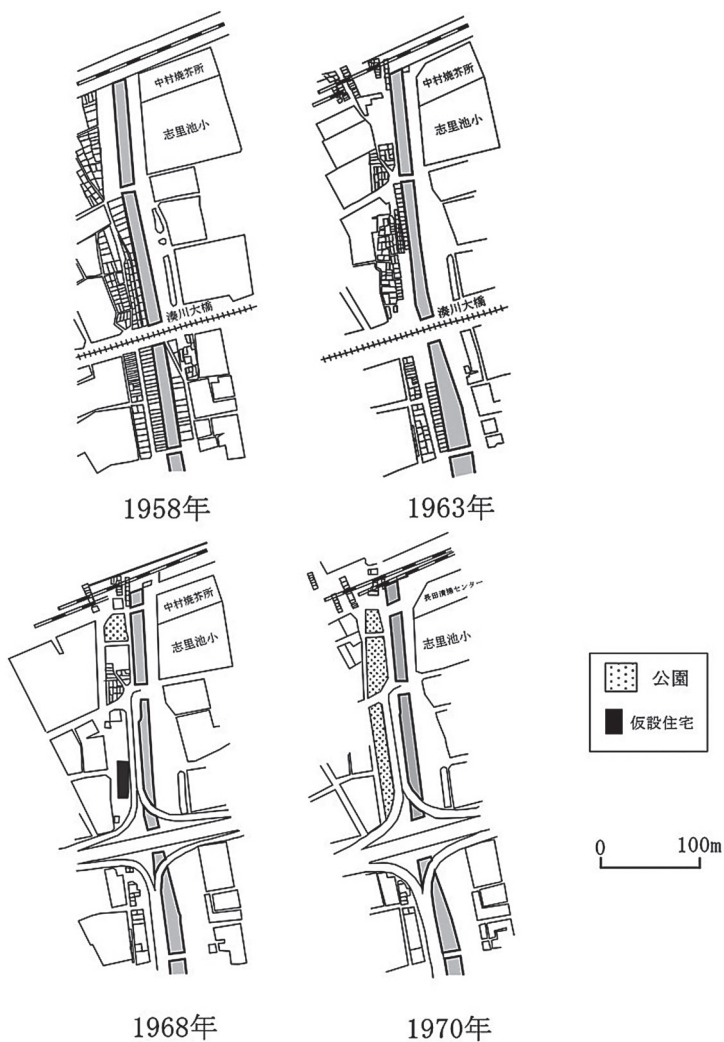


図 2 - 2 : 「大橋の朝鮮人部落」の状況 (1958-1970 年)

は住宅地図を用いて、当地のバラックの配置を地図化したものです。1958年にはまだ、川の右岸にバラックが多く存在していましたが、1963年から少しずつ減ってきて1968年にはほとんどなくなっていきます。当地に阪神高速の湊川ランプができることによって、この地区が立ち退きの対象となったのです。その間、もともと住んでいた人たちを仮設住宅に入居させ、その後、バラバラにさせていく。最終的に1970年にはこの地区のバラック街は消えていきます。河川が整備され、高速道路が整備されることにより、そこにバラック街があったことは全くわからなくなります。

5. おわりに

本日は、バラック街が、なぜなくなっていくのか、消滅の過程でのさまざまな営為を確認してきました。バラック街はなくなって当たり前、当然だと理解されているかもしれませんが、中にはいろいろな営為があったことをご確認いただければと思います。すなわち、バラック街という空間が消滅する過程における行政上の対応、メディアの報じ方、産官学の動向を見てきたわけです。

都心のバラック街や目に見えやすいバラック街を早く立ち退かせることにより、目に見えづらいところにバラック街を押しやるという空間上の周縁化とともに、新聞やメディアを通じて社会的にマージナルな存在になっていったのです。この過程の中で、ある意味、バラック街の存在自体が見えなくなってしまう。バラッ

ク街の中で生きている人たちがいること、そこに生活があり、生存していることを見えなくする不可視化の進行、さらには排除を進めていく過程を確認してきました。そして、バラック街を消滅すべきものと位置づけ、またそれを正当化するための取り組みとして、不動産侵奪罪の立法化過程において、産官学が連動するあり方も確認してきました。

以上、バラック街を取り巻く環境に注目することで、多孔的、関係的なバラック街を閉域のバラック街として表象したうえで、それらを消滅させる営為について話させていただきました。この内容を踏まえて、関心として導かれるのが、実際のバラック街の動向かと思います。立ち退きを含めた地区の消滅過程の中で、住民側はどのように振る舞ったのでしょうか。そこではまた行政側と住民側の関係も想起されるでしょう。

次回、第3回目の講座は、バラック街の立ち退きがどのように行われていったのかを見ていきたいと思います。バラック街の撤去、立ち退きをめぐって繰り広げられる行政と居住者との間のさまざまなやりとりに焦点を当てたいと思います。立ち退きに際して抵抗や暴力が想起しやすいと思いますが、その一方で行政上の配慮や調整もあり、必ずしも対立だけではないことも確認していきたいと思います。

そして、次回は講座最終日となりますので、戦後バラック街を再考することで、戦後日本社会、戦後日本の都市のあり方についても考えてみたいと思います。過去を把握することは今の社会のあり方を認識することであり、さらにそれは今後、何をどうある

べきかを考察することにも関連してくるかと思えます。

本日の講座は以上です。ご静聴ありがとうございました。

〈当日の質疑応答は省略いたします。〉